

## 会員規約

ブリリアントユニバース（以下「当会」という）と、当会申込者（以下「加入者」という）とは下記に定める内容により、当会の利用契約（以下契約という）を締結します。

### 第1条 契約目的

この契約は加入者が将来行う葬祭において葬儀施行、通夜、葬儀式の法要及び49日、一周忌等法要に備え、予め当会に届け出をして、必要の時にその提供を受けられるものとする。尚、入会金は無料とする。

### 第2条 目的の範囲

葬儀業者の紹介、葬儀式の演出、寺院及び仏教者の紹介、お遺骨の引き取り、代理お墓参り、墓地清掃、遺品整理、葬祭等に付随する物品の給付並びにその取次ぎの提供。

### 第3条 加入申し込み

当会の所定の申込書に必要事項を記入し署名押印の上お申込みになれば加入できます。

### 第4条 加入者の名義変更

加入者の申し出による名義変更は予め当会の承諾を得て変更することが出来ます。

### 第5条 会員カードの発行

加入者には加入申込書による所定の手続きを行い、加入月の翌月に当会の加入者であることを証する会員証として発行致します。

### 第6条 カードの再発行

会員証を紛失されたときには、加入者からその旨の届け出があれば再発行します。この場合、旧会員証は無効となります。再発行の手数料として550円（消費税込）を申し受けます。

### 第7条 住所変更等の届け出

加入会者が、住所・連絡場所等を変更した場合は速やかに当会まで届け出て下さい。なお、この届け出を怠った場合には、当会が知った最終の住所又は居所あてに発した通知は通常到達するために要する期間を経過したときに加入者に到達したものとみなします。又、連絡場所等が変更となり、当会に届け出がない場合には、当会のサービス等の提供が受けられない場合がありますのでご注意ください。

### 第8条 領収書の発行

当会で指定の銀行振込による受領証をもって、又は通帳の記載により領収書に代えさせていただきます。

### 第9条 サービスの提供の内容

葬儀業者の紹介、葬儀式の演出、寺院及び仏教者の紹介、お遺骨の引き取り、代理お墓参り、墓地清掃、遺品整理、葬祭等に付随する物品の給付、並びにその取次ぎの提供。尚、加入者でないとサービスの提供は受けられません。

**第10条 解約の申請**

加入者から解約の申し出があった場合はその申し出により解約することが出来ます。申し出の日より入会は解除されます。

**第11条 支払方法**

第2条の施行申し込みの際は、当会指定の銀行へ事前に振込をしてください。

**第12条 振込金額の返金**

加入者の都合でサービス提供のキャンセルの場合は返金しません。当会の責任で契約の目的が果たせなかった場合は加入者に対して銀行振込にて返金させていただきます。

**第13条 営業地域**

【東京都】葛飾区、江戸川区

【千葉県】千葉市、市原市、野田市、流山市、松戸市、市川市、浦安市、船橋市、柏市、鎌ヶ谷市、習志野市、我孫子市、八千代市、印西市、佐倉市、四街道市、成田市、富里市、八街市、酒々井市、栄町

【茨城県】取手市、守谷市

その他の対応化の地域については随時当ホームページ (<http://www.bri-uni.com/>)にて更新いたします。

**第14条 個人情報の取得、利用に関すること**

当会は本契約に基づく利用目的を達成するために、個人情報（加入者の氏名、住所、契約番号、契約内容、金融機関、振込口座、年齢、生年月日、電話番号、メールアドレス、利用状況、家族の氏名等）の安全管理のために必要かつ適切な組織体制の構築及び会内規定の策定を行い、あらかじめ文書により入会者の同意（確認書）を得て取得し、サービスの提供、ご案内、維持管理、当会サービス等の宣伝印刷物等の送付の為に必要な範囲で利用させていただきます。

**第15条 宣伝印刷物の送付等営業内容の停止に関すること**

加入者は宣伝物の送付等、業務内容の停止の申し出をすることができます。

**第16条 個人情報の開示、訂正削除に関すること**

加入者は、当会に対して加入者自身の個人情報を開示するよう請求ができ、開示請求により万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合には当該情報の訂正、又は削除の請求ができます。

**第17条 お問い合わせ窓口**

ブリリアントユニバース

〒274-0821

千葉県船橋市七林町 117 番地 106

047-404-2494